

令和
7
年度

ごみ収集日カレンダー

燃やせるごみ(月・木)、空きビン 第4(水)地区用

燃 燃やせるごみ
(通常収集日)

燃 燃やせるごみ
(全町収集日)

ひん・スプレー
ブラ・ペット
空きビン・スプレー缶
プラスチック製容器包装類
プラスチック製品・ペットボトル

ブラ・ペット
紙パック
プラスチック製容器包装類
プラスチック製品
ペットボトル・紙パック

不 燃やせないごみ

缶 空き缶

●収集日が祝日になった場合、収集日を変更している場合がありますのでご注意ください。
●市のホームページからもごみカレンダーをご覧いただくことができます。



ごみは、当日朝7時30分までに出示してください。必ず指定袋に地区名、氏名を書きましょう

◎ごみの量は、指定袋の持ち手が結べる状態で、片手で持てる程度の重さ(おおむね5kg)までとしてください。

令和7年4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 不	3 燃	4	5
6	7 燃	8	9 プラ・ペット 紙パック	10 燃	11	12
13	14 燃	15	16 缶	17 燃	18	19
20	21 燃	22	23 ひん・スプレー ブラ・ペット	24 燃	25	26
27	28 燃	29 昭和の日	30			

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1 燃	2	3 憲法 記念日
4 みどりの 日	5 こどもの日	6 振替休日	7 不	8 燃	9	10
11	12 燃	13	14 プラ・ペット 紙パック	15 燃	16	17
18	19 燃	20	21 缶	22 燃	23	24
25	26 燃	27	28 ひん・スプレー ブラ・ペット	29 燃	30	31

6月

★環境月間・マイボトル推進月間

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃	3	4 不	5 燃	6	7
8	9 燃	10	11 プラ・ペット 紙パック	12 燃	13	14
15	16 燃	17	18 缶	19 燃	20	21
22	23 燃	24	25 ひん・スプレー ブラ・ペット	26 燃	27	28
29	30 燃					

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 不	3 燃	4	5
6	7 燃	8	9 プラ・ペット 紙パック	10 燃	11	12
13	14 燃	15	16 缶	17 燃	18	19
20	21 燃	22	23 ひん・スプレー ブラ・ペット	24 燃	25	26
27	28 燃	29	30	31 燃		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 燃	5	6 不	7 燃	8	9
10	11 山の日	12 燃	13 プラ・ペット 紙パック	14 燃	15	16
17	18 燃	19	20 缶	21 燃	22	23
24 31	25 燃	26	27 ひん・スプレー ブラ・ペット	28 燃	29	30

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1 燃	2	3 不	4 燃	5	6
7	8 燃	9	10 プラ・ペット 紙パック	11 燃	12	13
14	15 敬老の日	16	17 缶	18 燃	19	20
21	22 燃	23 秋分の日	24 ひん・スプレー ブラ・ペット	25 燃	26	27
28	29 燃	30				

10月

★食品ロス削減月間

日	月	火	水	木	金	土
			1 不	2 燃	3	4
5	6 燃	7	8 プラ・ペット 紙パック	9 燃	10	11
12	13 スポーツの日	14	15 缶	16 燃	17	18
19	20 燃	21	22 ひん・スプレー ブラ・ペット	23 燃	24	25
26	27 燃	28	29	30 燃	31	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 文化の日	4 燃	5 不	6 燃	7	8
9	10 燃	11	12 プラ・ペット 紙パック	13 燃	14	15
16	17 燃	18	19 缶	20 燃	21	22
23 勤労感謝 の日	24 振替休日	25 燃	26 ひん・スプレー ブラ・ペット	27 燃	28	29

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1 燃	2	3 不	4 燃	5	6
7	8 燃	9	10 プラ・ペット 紙パック	11 燃	12	13
14	15 燃	16	17 缶	18 燃	19	20
21	22 燃	23	24 ひん・スプレー ブラ・ペット	25 燃	26	27
28	29 燃	30	31			

令和8年1月

日	月	火	水	木	金	土
				1 元日	2	3
4	5 燃	6	7 不	8 燃	9	10
11	12 成人の日	13	14 プラ・ペット 紙パック	15 燃	16	17
18	19 燃	20	21 缶	22 燃	23	24
25	26 燃	27	28 ひん・スプレー ブラ・ペット	29 燃	30	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃	3	4 不	5 燃	6	7
8	9 燃	10	11 建国記念の日	12 プラ・ペット 紙パック	13 燃	14
15	16 燃	17	18 缶	19 燃	20	21
22	23 天皇誕生日	24 燃	25 ひん・スプレー ブラ・ペット	26 燃	27	28

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃	3	4 不	5 燃	6	7
8	9 燃	10	11 プラ・ペット 紙パック	12 燃	13	14
15	16 燃	17	18 缶	19 燃	20 春分の日	21
22	23 燃	24	25 ひん・スプレー ブラ・ペット	26 燃	27	28
29	30 燃	31				

一般廃棄物収集運搬許可業者
産業廃棄物収集運搬許可業者

三国美建(株)

坂井市三国町池上21-8

TEL 81-4433 FAX 81-4131
(事業系・粗大・廃家電)

一般廃棄物収集運搬許可業者
粗大ごみ回収・食器買取

(有)坂井清掃

坂井市三国町覚善10-1-1

TEL 81-2756 FAX 81-4576
e-mail:info@sakai-seisou.co.jp

一般廃棄物収集運搬許可業者

(有)三国環境保全

坂井市三国町平山78-4-1

TEL 82-1321 FAX 82-4321
(事業系・粗大)

一般廃棄物収集運搬許可業者
産業廃棄物収集運搬許可業者

(有)山本商店

坂井市三国町新保10-13

TEL 82-2073 FAX 82-2859
(事業系・粗大・廃家電)

つまり修理

排水不良・いやな臭い

トータルメンテ 51-1233

坂井市三国町山王五丁目1-39

一般廃棄物収集運搬許可業者
産業廃棄物収集運搬許可業者

夏山商事(株)

坂井市三国町山王五丁目1-39

TEL 81-2325 FAX 81-9933
(事業系・粗大・廃家電)

産業廃棄物収集運搬許可業者

伊藤商店 (代表者 伊藤 陽)

坂井市三国町西今市24-55

TEL 82-0858 FAX 82-0927

一般廃棄物収集運搬許可業者

林商店 (代表者 林 秀修)

坂井市三国町滝谷二丁目4-16

TEL 82-0015 FAX 82-0025
(事業系・粗大・廃家電)

ごみの正しい分け方・出し方



ごみ分別・収集日
通知アプリについて
◀◀◀ 詳しくは、こちら

ごみの不法投棄及び野外での焼却処分(野焼き)は、法律で罰せられますので絶対にやめてください。

分類		収集日	ごみの主な例		出すときの注意とマナー
燃やせるごみ 指定袋		毎週 月・木 または 火・金	台所生ごみ類 革製品、ゴム、 布類、紙おむつ、 木・草・枯葉		● 台所生ごみは水切りを十分にしてください。 ● 紙おむつ類は汚物を取り除いてください。 ● ふとん、じゅうたん、マットレス、カーペット、電気カーペットは「粗大ごみ」です。(電気コードは取り外し「小型家電」に出してください。) ● 「収集券」は、木・小枝専用です。木枝は直径3cm以下、長さ1m以内に切断し、30cm以内に束ねて、ごみ収集券を貼って出してください。 ● 使い捨てライターは出すことができません。三国支所または市のコミュニティセンターに持参してください。
燃やせないごみ 指定袋		毎月第1 水	金 属 類 ガ ラ ス 類 せ と も の 類 小型家電品類		● 包丁など鋭利なものは、紙などに包んで分かるように表示して出してください。 ● ボンベ類は中が空でも収集できません。 ● 燃料・塗料・薬品などの缶は、必ず中身をすべて出してください。 ● 小型家電製品は、専用の回収ボックスにも出せます。(投入口(40cm×20cm)に入る大きさのものに限りです)
資源 ごみ	プラスチック製 容器包装類・ プラスチック製品 指定袋	毎月第2・4 水	プラスチック製 容器包装類・ プラスチック製品 必ず指定ごみ袋で		● ♻️マークのあるもの、袋類・ラベル類・カップ類・トレイ類・ボトル類など、100%プラスチック素材であり、金属やゴムの部分、電池などが含まれてなく、指定袋に入る大きさのもので、1辺の長さが50cm未満のものを出してください。 ● 耐熱プラスチック製品は燃やせるごみで出してください。 ● 水洗いしても汚れが取れないものは燃やせるごみで出してください。 ● スナック菓子の袋など内側がアルミコーティングされているものも出せます。
	ペットボトル 回収ネット		ペットボトル 回収ネットに		● キャップ、ラベルは「プラスチック製容器包装類・プラスチック製品」で出してください。 ● 中を水洗いしてください。 ● 汚れが取れないものは、燃やせるごみで出してください。
	空 き 缶 指定袋	毎月第3 水	空 き 缶 必ず指定ごみ袋で		● ジュース、ビール、缶詰、菓子、ミルクの缶など。 ● 中を水洗いしてください。 ● 汚れているものは、燃やせないごみで出してください。
	びん スプレー缶 コンテナ	毎 月 第2 または 第4 水	空 き び ん 白(透明)、茶、 緑・青、黒の コンテナへ		● 化粧品のびんなど、飲食物以外のびんは「燃やせないごみ」です。 ● 中を水洗いしてください。 ● キャップを外してください。 ● 色別に分け、コンテナに入れてください。 ● 白色(透明)のコンテナには無色透明のびんを入れてください。白いびんは「燃やせないごみ」として出してください。
			カセットガスボンベ スプレーの缶 赤のコンテナへ		● 中身を使い切り、必ず換気の良い所で穴を開けて出してください。 ● ふた、噴射口やノズル等は取り除いてください。
			紙 パ ッ ク 切り開いて出す		● 必ず中を水洗いし、開いて乾かしてから出してください。 ● 数が多い場合は、紙ひもでしばるか袋などに入れて出してください。 ● 内側が銀色に加工されているものは「燃やせるごみ」に出してください。
	古紙類	三国支所(車庫) または 学校等の資源回収	ダンボール、雑誌 新聞紙・折込みチラシ 雑がみ		● 三国支所裏の車庫(No.13, 15)の中に置いてください。 ● 必ず、紙ひもでしばって出してください。 ● 各地区の団体が行う資源回収に出されても結構です。 ● 「雑がみ」とは、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック以外のリサイクルできる紙のことです。 ● 雑がみは資源回収、または「雑がみ専用回収ボックス」に入れてください。 ● 雑がみ専用回収ボックスは三国支所に設置してあります。
	食用油	開庁時間内 三国支所(市民窓口)			● ペットボトルなどに入れて持参してください。 ● 植物油のみで、機械油やラード等は回収できません。 ● 凝固剤で固めたり布に染み込ませれば、燃やせるごみに出すこともできます。
	乾電池 使い捨てライター 回収コンテナへ	随 時 三国支所 または 市のコミュニティセンター	乾電池 使い捨てライター		● 充電式電池は電気店などのリサイクルボックスに入れてください。 ● 三国支所またはコミュニティセンターの回収コンテナに入れてください。 ● 三国支所では、使い捨てライターは市民窓口を持参してください。 ● 使い捨てライターは、「燃やせるごみ」には出さないでください。 ● 使い捨てライターのガスは使い切ってから出してください。
	蛍光灯・電球 水銀式体温計 回収コンテナへ	毎月第4 水 午前6時～9時 市のコミュニティセンター			● 三国支所またはコミュニティセンターの回収コンテナに、種類ごとに分けて入れてください。 ● コミュニティセンターへは、毎月第4水曜日の午前6時から午前9時までにしてください。 ● LED電球と割れた蛍光灯はリサイクルできませんので、「燃やせないごみ」に出してください。
	小 型 家 電 ボックス回収	開庁・開店 時間内	[回収対象例] デジタルカメラ ゲーム機、携帯電話 リモコン ドライヤー ノートパソコン など		● 回収ボックス設置場所 三国支所、みくにショッピングワールド・イーザ、市役所本庁、各支所、PLANT-2坂井店、ピアゴ丸岡店、ハーツはるえ店 ● 回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入る大きさのもの。 ● 乾電池は取り外してください。 ● 個人情報が含まれているものはデータを消去してください。
粗大ごみ 清掃センター個人持込 (有料)		毎 週 月～金 および 毎月第2・4日曜日	金属類、大型家電製品類、(家電リサイクル対象品、パソコンを除く)自転車、家具、ふとん、じゅうたん、マットレス		● 料金や不明な点については、清掃センターに直接お問い合わせください。 ● あわら市笹岡33-3-1 電話74-1314 ● 受付時間 午前8時30分～午後5時 ● 可燃物・金属類のどちらかを対象とした粗大ごみ回収もあります。希望する区は、区長を通じて申し込んでください。 ● 市の粗大ごみ回収では、家電製品を回収することができません。
市では 収集できないごみ			○デスクトップパソコン(パソコン本体、ディスプレイ) ○家電リサイクル対象品(エアコン、テレビ(プラズマ、液晶を含む)、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機) ○産業廃棄物、建築廃材、瓦、コンクリート、タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、太さ10cm以上の木、オートバイ など		● デスクトップパソコンは販売店や各メーカー、「パソコン3R推進協会」(TEL03-5282-7685)へ回収を依頼してください。 ● ※リネットジャパンリサイクル(株)は宅配便による回収を行っています。(TEL 0570-085-800) 詳しくは坂井市ホームページをご覧ください。 ● 家電リサイクル対象品は、家電リサイクル法に従って処分してください。 ● その他の処理困難物は、販売店に相談するか、専門の処理業者に処分を依頼してください。

ごみの出し方の詳細については
「ごみ分別の手引き(保存版)」をご覧ください。

お問い合わせ／坂井市役所 環境推進課 ☎50-3032